

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化への対応について

当社は、求職者等の皆様に安心して求職活動等を行っていただくため、当社社員がセクシュアルハラスメント（以下、セクハラ）又はその他のハラスメントを行うことのないよう、当社社員が遵守するルールを周知徹底することといたしました。

記

1 目的

求職活動等に関わるすべての機会において、セクハラ及びその他ハラスメントを防止することを目的としています。

2 対象となる範囲・活動

対象となる「求職活動等」及び「求職者等」は以下の通りです。対面に加え、オンライン（Web面接・電子メール等）でのコミュニケーションも含まれます。

【求職活動等】

採用面接、仕事体験（インターンシップ）、会社説明会、メンター面談、内定者懇親会、OB・OG 訪問等、採用に関する活動

【求職者等】

上記活動に参加する方

3 当社社員が遵守するルール

求職活動等に関わる当社社員は、以下のルールを遵守します。

(1) 面談時間

10:00～20:00 の間で実施します。

※面談とは、面接、会社説明会等、当社社員が求職者等と対面する機会を指します（オンライン含む）。

(2) 面談場所

原則として 当社施設内（オンライン含む）にて実施し、飲酒は禁止といたします。

内定者懇親会等で外部飲食店等を利用する場合があります。

(3) 実施体制

当社社員が求職者等に対応する場合は、原則として複数名で対応いたします。1 対 1 の対応が必要な場合は、事前に人事責任者の確認を経た上で実施いたします。

(4) 連絡手段

求職者等との連絡には、当社が提供・管理する会社メール・会社電話を使用いたします。

4 違反行為への厳正な対処

当社社員が本ルールや社内規程に違反してハラスメント行為を行ったことが確認された場合、就業規則に基づき厳正な処分を行います。

5 求職者向け相談窓口及び相談者の保護

求職活動等の過程でハラスメントと感じる行為があった場合、又は不安や不快な思いをされた場合は、下記窓口までご相談ください。

【相談窓口】

ハラスメント担当窓口：経営企画部長

メールアドレス：soudan-madoguchi@jre-jems.co.jp

【相談者の保護】

- ・ご相談いただいた内容は厳重に管理し、相談者のプライバシーを厳格に保護いたします。
- ・ご相談又は事実関係確認へのご協力を理由として、採用選考において不利な取扱いを行うことは一切ございません。